

## 交流委員会

◇日 時 2月20日（木）19：00～21：00  
◇場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂  
◇出席者 飯田委員長、福田委員（塩山）、中村、小鳥居委員（日下部）、塩澤、鈴木委員（東八）  
窪川委員（甲府東）、今井、古屋委員（甲府南）、大木部長（甲府西）  
◇審議内容 1) 交流委員会の具体的な取組みについて  
2) その他

## ケミカル講習会の開催 甲府西支部青年部

◇日 時 2月7日（金）19：30～21：00  
◇場 所 振興会 実習場  
◇参 加 者 7名  
◇講習内容 WAKOS担当者による講習



## =お知らせ=

### 春の全国交通安全運動の実施について

4月6日（月）から15日（水）までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。各事業所におかれましても交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いします。

#### 期間

4月6日（月）～15日（水）  
※交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

#### 全国交通安全運動の重点

1. 運動のスローガン  
乗せるのは 君の宝（かぞく）と その未来（あした）
2. 運動の重点
  - (1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保
  - (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
  - (3) 自転車の安全利用の推進
  - (4) 二輪車の交通事故防止（本県重点）

## 車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」2月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
(有) 大木自動車	922	甲府西	八田自動車整備工場	760	南アルプス北
サトー自動車	1019	甲府西	名執モータース	774	南アルプス北
(有) 大久保自動車工業	983	甲府南	清水モータース	858	南アルプス北
青木自動車商会	407	甲府北	(株) 杉野ホンダ販売	324	市川
塩入自動車整備工場	487	甲府北	(有) 田富自動車工業	712	市川
東洋モータース	972	甲府北	(有) 穂坂自動車工業	704	南巨摩南
大泉自動車整備工場	951	峠北	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
久保田自動車整備工場	776	韋崎	オートショップ渡辺	1197	南巨摩北
樋口自動車整備工場	882	韋崎	長田自動車整備工場	941	東八
ボディーショップフカサワ	986	韋崎	荻本自動車整備工場	1036	日下部
清水自動車	1052	韋崎	福田オート	447	塩山
ヤザキオート	1151	韋崎	町田自動車商会	692	塩山
常盤自動車整備工場	480	南アルプス南	塩山車検センター協同組合	987	塩山
(株) 高野	725	南アルプス北	岳麓マツダ自動車 (株)	292	岳麓
前沢自動車工業	749	南アルプス北	古久屋自動車	1009	大月

### 整備作業中の事故発生について

自動車整備事業場にて、下記の整備作業中の事故が発生しましたのでお知らせ致しますとともに、会員事業者の皆様には引き続きご注意頂きますようお願いします。

#### 【事故概要】

##### ・中国管内 【2月12日 11時ごろ（重傷）】

整備作業場内において、整備士が乗用車の部品取付け作業を行っていたところ、高さ1.5mの台座に置いてあったトランスミッションが作業中の整備士の足に落下し、骨折する重傷を負った。

## 自動車検査員業務等研修会が開催されました

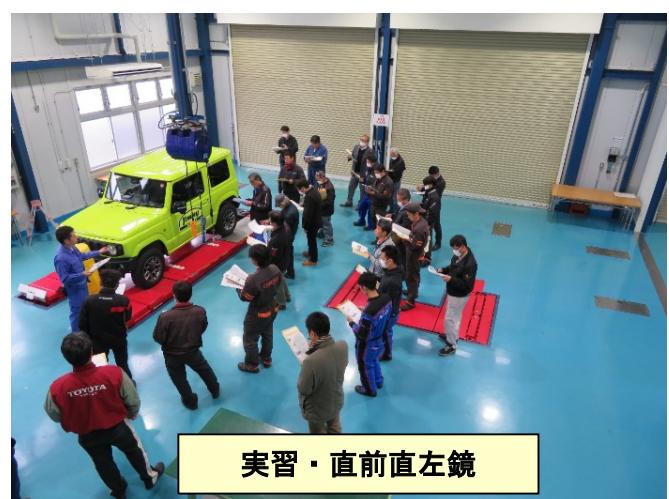
指定整備事業協議会では、指定自動車整備事業の適切かつ円滑な運営を図るため、関東運輸局山梨運輸支局、独立行政法人自動車技術総合機構 関東検査部山梨事務所、軽自動車検査協会 山梨事務所のご協力を頂き「自動車検査員業務等研修会」を開催しました。

当日は、多くの自動車検査員が参加し、4月1日に施行される「特定整備制度」を含んだ自動車検査員業務に関する質問事項に対する解説、実車を使用した実技等が行われ、現場において応用できる充実した研修となりました。

開催日時 2月25日（火） 14：00～17：00

会 場 (一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂・第3教室・実習場

参 加 者 160名



## 一般社団法人性世代自動車振興センターホームページにおける「サポカー補助金後付け装置取扱い事業者の認定申請開始のお知らせ」掲載について

「サポカー補助金」の補助事業者に認定された一般社団法人性世代自動車振興センターのホームページにて、下記のとおり後付けの装置の設置に係る補助金の概要等が公開されましたので、お知らせいたします。

記

### ■一般社団法人性世代自動車振興センターホームページ

2020/02/17 お知らせ <重要>サポカー補助金 後付け装置取扱事業者の認定申請開始のお知らせ  
<http://www.cev-pc.or.jp/kokuchi.html>

以上

### ※参考

「サポカー補助金」において、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置に係る補助金の交付対象となる取扱事業者の認定手続きについて

一般社団法人次世代自動車振興センターでは、令和元年度「サポカー補助金」※の補助事業者執行団体に決定し、現在、事業開始に向けた準備を進めているところです。

「サポカー補助金」は、安全運転サポート車の車両（新車・中古車）購入補助と後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置（以下「後付けの装置」という。）購入補助の2種類の補助制度で構成されます。

今般、後付けの装置の設置に係る補助金の概要とその取扱事業者の認定手続きについて、下記のとおり、お知らせいたします。

※「サポカー補助金」とは、経済産業省による自家用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」及び国土交通省による事業用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金」の総称です。

## 記

### 1. 後付けの装置の設置に係る補助金の概要

- ペダル踏み間違い等による急発進等を抑制する機能を有するものとして、国の「サポカー補助金に関する審査委員会」において、補助対象装置として認定された後付けの装置を、65歳以上の高齢運転者が購入・取付けする際に要する費用について、最大4万円を補助。
- 後付けの装置の設置に係る補助金では、当センターが認定した取扱事業者（以下「後付け装置取扱事業者」という。）の店舗等において、補助対象となる後付けの装置の購入・取付けを行う場合に、購入者は、購入・取付けに要する費用から補助金相当額を控除した金額を負担。
- 後付け装置取扱事業者からの補助金交付申請に応じて、当センターは、後付け装置取扱事業者に対して補助金を交付。

※サポカー補助金の対象となる車種・グレード等について(2019年12月23日 経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191223008/20191223008.html>

※後付け急発進等抑制装置の先行個別認定結果(2019年12月17日 国土交通省)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000328.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html)

### 2. 後付け装置取扱事業者の認定について

- 後付け装置取扱事業者の業務内容

#### ① 補助対象となる後付けの装置の販売・取付け

●後付け装置取扱事業者は、装置の購入者が補助金要件に適合しているか確認した上で、販売・取付けします。

補助金要件の例：

- ・ 運転免許証を保有し取付ける自動車は自らが運転する自動車か
- ・ 補助金交付対象年齢65歳以上であるか等

●後付けの装置の補助金は、装置の購入者への交付ではなく、後付け装置取扱事業者への交付を介して、実質的に、購入者へ還元されるスキームとします。具体的には、後付け装置取扱事業者が、店舗等において、補助対象となる装置の販売・取付けを行う際に補助金相当額を控除した金額で販売・取付けして頂きます。

#### ② 補助金の申請

●後付け装置取扱事業者には、装置の販売・取付け後に、必要な書類を揃え、当センターに郵送頂きます。その後、当センターでの審査を経て、後付け装置取扱事業者に補助金を交付します。なお、各店舗等からの補助金申請書類は、後付け装置取扱事業者にてとりまとめて郵送頂きます。

●なお、補助金交付の対象となるのは、後付け装置取扱事業者の決定通知の日以降に、当該後付け装置取扱事業者の店舗等において取付けを完了した装置となります。

○ 後付け装置取扱事業者としての認定を希望する方は、センターが定める「安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付規程」※をよくご理解の上、これに基づき申請書類を作成し、下記に郵便または宅配便で送付下さい。

※別添「交付規程（案）」は、現在、国において審査・確認中のものであり、今後、変更の可能性があることをご承知おき下さい。

※申請書類のうち、第1号様式別添「補助対象事業を実施する店舗等の一覧」については、当センターホームページの告知欄に掲載のエクセルシート「補助対象事業を実施する店舗等の一覧」をダウンロードの上作成いただき、第1号様式に紙で添付しご送付いただくとともに、下記にe-mailでご送付下さい。

e-mail : sapocar\_atoduke@cev-pc.or.jp

e-mailのタイトル：「店舗等の一覧」

○ 認定申請期間

令和2年2月17日（月）より申請受付を開始し、事業期間中は、常時受け付けます。

○ 認定審査結果

認定審査には1週間程度を要します。審査の結果、後付け装置取扱事業者として認定された者については、その旨を通知するとともに、センターのホームページにおいて公表します（店舗等の一覧も含む）。

#### 【後付け装置取扱事業者認定申請書類送付先】

〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

日本橋木村ビル9階

次世代自動車振興センター サポカー普及促進準備室

#### 【お問合せ】

国土交通省

自動車局技術政策課 小磯、玉屋、伊堂寺

TEL : 03-5253-8111 (内線 42254) FAX : 03-5253-1639

経済産業省

製造産業局自動車課 真柳、小林

TEL : 03-3501-1511 (内線 3875) FAX : 03-3501-6691

次世代自動車振興センター

e-mail : sapocar\_atoduke@cev-pc.or.jp

FAX : 03-3548-3232

※お問合せは、e-mailまたはFAXでお願いいたします。電話でのお問合せはご遠慮下さい。

以上

**「サポカー補助金」**  
**後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置補助金**  
**交付事業場登録手続き開始について**

標記補助金交付が開始されるのを控え、補助金執行団体である(一社)次世代自動車振興センターより補助金を受けようとする事業場は事前に登録を行う必要があるため、申込み希望事業場は下記申込書に記入の上、商工組合販賣課宛FAX等で3月23日(月)までにご連絡をお願いいたします。

登録頂く事業場は当組合にて装置をご購入頂く事業場が対象となり、他の部品商等から購入された装置については、購入先へご相談下さい。

申請方法及び申請書類等は未確定のため、決まり次第のご連絡となります。

**「サポカー補助金」後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置補助金登録申込書**

事業場名		
住 所	〒	—
電話番号	—	—

**=研修・講習会=**

**電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習会について**

令和2年4月から施行される特定整備制度において、従来の分解整備の認証(特定整備分解)に加え、電子制御装置整備の認証(特定整備電子)を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士(1級二輪は除く)」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

つきましては、電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習を下記のとおり開催しますのでご案内します。

記

◇講習日時 第1回 3月18日(水) 9:30~  
第2回 3月23日(月) 9:30~